

令和3年3月31日
日本下水道事業団

長崎県松浦市との災害支援協定の締結について

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合にも、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、長崎県松浦市と災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 協定締結日

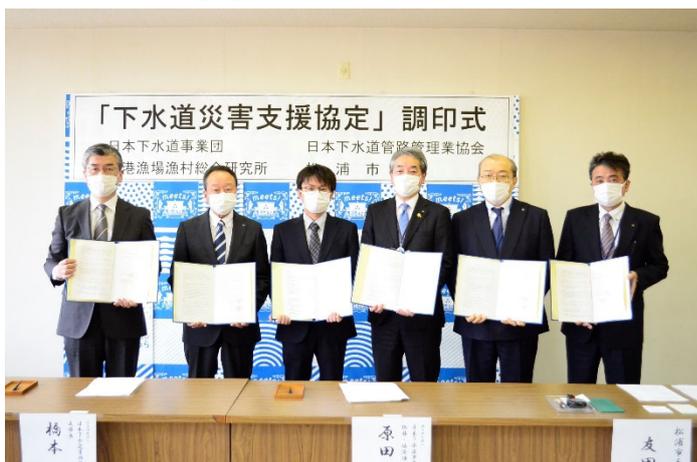
令和3年3月24日

2. 協定対象施設

松浦水きよら館

（参考）

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成27年5月20日公布、同年7月19日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JSが地方公共団体との間で締結するものです。



【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

○ 九州総合事務所 総務協定・課長 原田

TEL 093-583-3191

松浦市 友田市長（右から3番目）

JS九州総合事務所 原田総務・協定課長（左から3番目）